

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活安全  
 施策番号: 13 - 01

1 施策の基本情報

施策名	13 生活安全	展開方向	01 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
主担当局	危機管理安全局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
市内の犯罪認知件数		H24	10,184 件	8,703	9,434	8,639	7,917	6,959	**	100%
日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合		H23	54.3 %	90	50.6	58.5	58.8	53.8	**	0%
市内で発生したひったくり件数		H24	258 件	0	175	150	71	42	**	83.7%
市内で発生した自転車の盗難件数		H24	2,845 件	2,437	2,993	2,757	2,471	2,256	**	100%
市内の自転車関連事故件数		H24	1,042 件	868	1,043	1,009	896	825	**	100%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	防犯活動の推進、交通安全対策 安心できる消費生活を実現する環境づくり
------	---------------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	43.2%	30.6%	25.6%	0.4%	0.2%
	第3位 / 20施策		5点満点中	4.16点(平均3.89点)	
27年度			5点満点中	4.26点(平均3.98点)	
26年度			5点満点中	4.27点(平均3.99点)	

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	3.6%	20.8%	53.6%	17.3%	4.7%
	第8位 / 20施策		5点満点中	3.01点(平均2.99点)	
27年度			5点満点中	2.95点(平均2.95点)	
26年度			5点満点中	2.91点(平均2.95点)	

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 拡充	街頭犯罪防止事業費
2 拡充	自転車総合政策推進事業費
3 拡充	交通安全推進事業費
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 拡充	街頭犯罪防止事業費
2 新規	自転車総合政策推進事業費
3 拡充	交通安全推進事業費
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 拡充	街頭犯罪防止事業費
2 拡充	犯罪被害者等支援事業費
3 拡充	交通安全推進事業費
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	防犯力の高い地域コミュニティづくり
総合戦略	
<p>【防犯力の高い地域コミュニティづくり】                      (目的)ひったくり現場表示、可動式防犯カメラの設置運用、地域団体への防犯カメラ設置補助、ウォーキングパトロール隊の運用等を引き続き実施することにより、安全で安心な地域社会の実現を図る。また、本市の街頭犯罪認知件数の約半数を占める自転車盗難についても継続して取り組み、本市の街頭犯罪の更なる減少につなげる。                      (成果) 各種施策の実施による実績は以下のとおりである。                      H28年中のひったくり認知件数50件未満を目標として、42件を達成した。(目標指標 )                      可動式防犯カメラは、ひったくりが発生している地域を対象とし、民間防犯カメラ設置の有無を考慮した上で、戦略的かつ効率的な配置を行い、ひったくり認知件数の減少に効果を上げた。また、これら防犯カメラの運用と、自主防犯パトロール等を連携して実施することで、全地域を対象に防犯事業に取組んだことにより、街頭犯罪全体の減少にも効果があったと考える。                      H28年度の尼崎市防犯カメラ設置補助は、29団体に補助を行った。                      地域防犯活動であるウォーキングパトロール隊の運用後、隊員数251人(H29年3月末現在)となっている。                      自転車盗難防止対策で、犯人向け・被害者向けポスターを作成し、尼崎商工会議所等の協力を得て、市内商業施設などで掲示し啓発を進めた。(目標指標 )                      職員による公用自転車を活用したパトロール「チャリパト隊」を結成し、主にひったくりに対応した防犯啓発事業を適宜実施した。(目標指標 )                      (課題) 引き続き、本市によるひったくり・自転車盗難対策に加え、地域がもつ防犯力を向上させる取組が必要である。                      【犯罪被害者等支援】                      (目的)尼崎市犯罪被害者等支援条例(H27年7月施行)を市民等へ周知するとともに、条例に基づく各支援施策を実施し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図る。                      (成果) 犯罪被害者等からの相談後、12人の方に対し、条例で規定する見舞金等の給付を実施した。                      (課題) 支援については、見舞金等の給付に留まらず、例えば、子の越境通学の問題など様々な相談が寄せられることから、関係部署との更なる連携が必要である。</p>	
行政が取り組んでいくこと	交通安全対策の推進
総合戦略	
<p>【交通安全対策の推進】                      (目的)交通安全対策を推進するため、幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室等を開催して、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全運動を通じ、交通安全意識の向上と交通事故防止を図る。                      (成果) 交通安全教室等の開催による実績は以下のとおりである。                      小中高校自転車教室実施状況:H27年度66校(83.5%)、H28年度73校(97%)                      交通安全教室実施状況:H27年度241回22,779人、H28年度232回19,992人                      交通事故による死者数:H27年16人、H28年12人                      交通事故のない尼崎を目指して第10次交通安全計画を策定し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を各関係部署や警察と連携して実施した。                      (課題) H28年度には自転車教室の開催はほぼ100%を達成しているため、交通安全知識の理解度を向上させるため、自転車教室を受講した小中学生を対象に理解度を把握する必要がある。                      交通事故による死者の約7割が高齢者であり、高齢者の交通ルール遵守やマナーの徹底、交通安全意識の向上が重要であることから、高齢者向けの教室を充実させる必要がある。また、高齢者の交通事故防止を目的とし、自動車運転免許証の自主返納を促進するため、サポート協議会への加入を検討する必要がある。                      【自転車総合政策】                      (目的)自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、市民一人ひとりが、生活の中で安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進する。                      (成果) 尼崎市自転車のまちづくり推進条例の制定(公布:H29年3月9日、施行:H29年10月1日)                      自転車課題の解決(放置:H25年度3,086台 H28年度570台( 81.5%)、盗難:H25年中2,993台 H28年中2,256台( 24.6%)、事故:H25年1,043件 H28年825件( 20.9%))(目標指標 )                      ひょうご自転車のまちづくりにおけるモデル市(県内で1市町)としての選定                      (課題) 本市の自転車のまちづくりを進めることを目的に、交通事故や盗難といった自転車に関する課題の更なる解決を図るとともに、交通利便性のみならず様々な自転車の魅力を高めていくため、総合的かつ計画的に施策を実施する必要がある。</p>	

平成29年度の取組

<p>【防犯力の高い地域コミュニティづくり】                      青パト車による防犯パトロールを実施する団体等への支援や活動団体への表彰、また、コンビニなどの事業者が店舗等に設置した民間カメラの活用といった事業の実施により、隙のない地域防犯力の向上を図る。                      自転車盗難の防止については、目標値を達成しているが、多発場所における重点的な施策展開等により、2,000件未満を目標に取り組んでいく。                      尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく、自転車利用者に対する防犯指導を行う。                      【犯罪被害者等支援】                      犯罪被害者等の方に寄り添った対応・支援を継続して実施する。                      【交通安全対策の推進】                      自転車の交通ルール・マナーの習熟度テストを実施し、その理解度に応じた効果的な交通安全教室などを実施する。                      尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく、自転車利用者に対する交通指導を行う。                      老人クラブの集会などを利用した高齢者向け交通安全教室の充実を図る。                      高齢者の自動車運転免許証の自主返納を促進するため、サポート協議会へ加入し、また、事故の危険性等を一層周知する。                      【自転車総合政策】                      (仮称)尼崎市自転車のまちづくり推進計画を策定する。                      尼崎市自転車のまちづくり推進条例の10月施行に備え、市民や事業者等に条例内容を周知徹底し、施行後の着実な運用を行っていく。                      ポータルサイトの創設、コミュニティサイクル社会実験及びイベントの実施並びに休憩、メンテナンススポットの整備などの事業を実施する。</p>
--

新規・拡充の提案につながる項目

<p>【防犯力の高い地域コミュニティづくり】                      自転車盗難防止については、現在実施している事業に加え、より効果的な盗難対策を推進していく。また、地域防犯力の向上をめざすため、街頭犯罪防止を含めて事業を推進していく。                      【交通安全対策の推進】                      H24年からH26年までのデータを基にH27年度に作成・公表した、自転車事故マップについて、これまで以上に有効活用を図るため、H27年からH29年までのデータを基に更新するとともに、継続して更新する仕組みを検討する。                      現在実施している事業に加え、より効果的な高齢者向け施策を推進していく。                      【自転車総合政策】                      (仮称)尼崎市自転車のまちづくり推進計画に基づく施策を実施する。</p>
--

改革・改善の提案につながる項目

<p>枠配分予算の捻出にあたっては、街頭犯罪防止事業における啓発手法の見直し等を行う。</p>
---

8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
<p>・防犯カメラの設置については、効果的で効率的な手法による着実な成果が得られているところであり、取組の内容及びその成果について、より一層の周知を図っていく。</p> <p>・自転車の交通事故や盗難等の課題解決だけでなく、その魅力を高めていくため、「(仮称)自転車のまちづくり推進計画」の策定にあたっては、十分なデータ分析や他市の事例研究等を通じ、効果的で効率的な施策の推進を図るとともに、ハード・ソフトの両面から全庁横断的に取り組む指針となるよう調整を進めていく。</p>	総合評価
重点化	転換調整
現行継続	

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活安全  
 施策番号: 13 - 02

1 施策の基本情報

施策名	13 生活安全	展開方向	02 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。
主担当局	危機管理安全局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合		H23	54.3 %	90	50.6	58.5	58.8	53.8	**	0%
消費生活相談件数		H24	3,181 件	3,102	3,392	3,494	3,427	3,164	**	21.5%
尼崎市公設地方卸売市場年間取扱数量		H24	34,327 t	34,327	29,916	35,651	34,126	32,492	**	94.7%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	防犯活動の推進、交通安全対策 安心できる消費生活を実現する環境づくり
------	---------------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	43.2%	30.6%	25.6%	0.4%	0.2%
27年度	第3位 / 20施策	5点満点中	4.16点(平均3.89点)		
26年度	第3位 / 20施策	5点満点中	4.26点(平均3.98点)		

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	3.6%	20.8%	53.6%	17.3%	4.7%
27年度	第8位 / 20施策	5点満点中	3.01点(平均2.99点)		
26年度	第10位 / 20施策	5点満点中	2.95点(平均2.95点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいること	安心できる消費生活を実現する環境づくり
総合戦略	-
<p>【消費生活情報の発信等】                      (目的)消費生活に関する情報発信や意識啓発といった未然防止策を実施することで市民の意識が向上し悪徳業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、消費生活相談を実施することで巧妙な手口により被害に遭った消費者を救済する、両輪で消費者被害を防ぐ。                      (成果) 消費者の自立を支援するために、消費生活講座、くらしいきいき巡回講座、くらしいきいきフェアの開催など、各種啓発事業や消費生活相談を実施した。                      平成21年度からは、県の消費者行政推進交付金等を活用し、小学生を対象とした親子消費生活講座、教職員向け消費生活セミナーなど対象者を絞り消費者教育・啓発に努めてきた。                      本市消費生活相談窓口へ寄せられる相談は、全国に寄せられる相談と同様で、相談件数は減少傾向にあり、消費生活相談(28年度実績3,164件)のうち、助言による自主交渉やあっせんによる解決率は平成28年度が97.4%で平成27年度の97.9%と比較し同水準で、かつ、高い水準で推移していることから、相談業務が効果的に機能しているものと考えられる。(目標指標 )                      (課題) 消費生活センターの方向性について、継続して検討していく必要がある。                      高齢者を狙った悪徳商法やアダルトサイト等閲覧によるワンクリック請求などインターネットを介した詐欺的な消費者被害が多発しており、引き続き啓発に努め、消費者の自立を支援するため、各世代に応じた消費者教育や複雑多様化する消費者問題に継続的に取り組み、県との連携を深めていく必要がある。</p> <p>【公設地方卸売市場】                      (目的) 生鮮食料品等の安定供給・取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市場の適正かつ健全な運営を確保するとともに、食の安全に関する情報発信等により、安心できる消費生活の実現に資する。                      (成果) 平成28年度の取扱数量は、市場全体では32,492トンと前年度より減少している。これは、青果部においては、天候不順による野菜の生育不足等の余波を受けて数量が減少したこと、水産物部においては、経営不振等に伴う仲卸業者数の減少等により、取扱数量が減少したこと、が主な要因である。(目標指標 )                      青果部では、平成27年度に引き続き、卸売業者とともに主要産地への出荷要請に取り組み、限定的ではあるが出荷要請先からの継続集荷を確保した。                      「集荷・販売拡大事業支援制度」を平成28年度に創設し、卸売業者1社及び仲卸業者1社を対象に集荷・販売力の強化に対する支援を行った。                      取扱高の向上に向けては、半年毎に送付する市場カレンダーと市場の利用を案内するダイレクトメールを京阪神地区の飲食・小売業を中心に送付し、来場促進を図り、新規市場につなげた。                      当市場で集荷した生鮮食料品については、学校給食での使用を含め、安全・安心な生鮮食料品の安定的な供給が図られた。                      食の安全に関する情報発信や食育機能については、市場のホームページを通じた情報提供のほか、小学校の社会見学として19校を受け入れるなど、円滑な事業実施を進めることができた。                      (課題) 平成27年11月に青果部の卸売業者が入場したことにより、総合市場としての体制が整ったものの、取扱高は減少傾向にある。                      検討作業を中断している「卸売市場の今後のあり方」については、引き続き取扱高向上等の取組が急務であるが、併せて、「前回(平成23年度)の基礎調査時より市場の現状が大きく変化していること」や「国・兵庫県から市場の強み・弱み等の分析を踏まえた経営展望の策定に係る考え方が示されていること」、「市場施設の有効活用」等の観点から、市場事業の現況や取組について改めて分析・評価が必要である。</p>	

8 施策評価結果(二次評価)

平成29年度の取組	
評価と取組方針	<p>【消費生活情報の発信等】                      消費生活センターの方向性について、女性センターの方向性も確認しながら、検討する。(消費生活センターは、女性センターとの複合施設であり、同センターの方向性とも連動する。)                      高齢者を狙った悪徳商法や新たな詐欺等が多発し、その手口も益々巧妙となっている。そのため、引き続き、啓発による未然防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいく。また、地域包括支援センターとの情報共有に加え、具体的な連携方法について、引き続き検討を行う。さらに、広域的な情報を共有するため県との連携を深めていく。                      県の消費者行政推進交付金等を活用しての事業についても限りのある中、それぞれの年代に応じた消費者教育及びその担い手の育成につながる必要な事業であることから、交付金等が終了したとしても、他の事業の見直しを行うことで、引き続き事業を実施していくこととする。                      認知症などにより、記憶力の低下する高齢者が増加していく中、60歳以上の消費者を狙った被害が全体の約4割を占めており、庁内福祉関係機関の会議で情報交換を引き続き行うとともに、市内で発生している消費者被害情報を発信し、高齢者の被害の未然防止を図っていく。                      インターネットやスマートフォンに初めて触れる小中学生向けの消費者教育など、各世代に応じた手法での未然防止を図る。</p> <p>【公設地方卸売市場】                      市場の取扱高の見直し、市場施設の利用状況や市場会計の収支見直しなど、市場事業の分析・評価に取り組む。</p>
新規・拡充の提案につながる項目	
改革・改善の提案につながる項目	

総合評価

総合評価		
重点化	転換調整	現行継続